

特別障害者手当・障害児福祉手当のご案内

〈特別障害者手当〉

- 支給対象者：在宅の20歳以上の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方
- 支給対象とならない方：
 - ①病院等に継続して3か月を超えて入院している方
 - ②施設等に入所している方
 - ③本人または同居の親族の所得が一定以上ある方

(限度額は扶養親族数により異なります)

- 支給月額：29,590円（2・5・8・11月に3か月分を合算した額を支給）

〈障害児福祉手当〉

- 支給対象者：在宅の20歳未満の重度障害児で、日常生活において常時介護を必要とする方
- 支給対象とならない方：
 - ①障害を理由とする公的年金を受給されている方
 - ②施設等に入所している方
 - ③本人または同居の親族の所得が一定以上ある方

(限度額は扶養親族数により異なります)

- 支給月額：16,100円（2・5・8・11月に3か月分を合算した額を支給）

申請に必要な書類は役場福祉介護課にあります。

※いずれの手当も、原則、医師の診断書により認定されます。

問合せ 福祉介護課 福祉担当 ☎ 66・3111 内線145
秩父福祉事務所 生活保護・地域福祉担当 ☎ 22・6228

発達障害者就労支援センター（ジョブセンター） ～就労を希望するあなたをサポートします～

埼玉県では、発達障害に特化し、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着までを支援する「発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）」を運営しています。また、2月12日（木）には大宮ソニックシティでジョブセンター合同ワークフェスタを開催予定です（要事前申込み）。

同センターでは、発達障害のために就労が困難な方の就労を支援し、それぞれの得意な分野でこれまでに約1,000人が就職しています。

対象 医師の診断や障害者手帳の有無にかかわらず、発達障害の特性を持ち、その自覚がある方で企業等への一般就労（障害者雇用枠での就労を含む）を希望している方。

ただし、障害福祉サービスの就労移行支援を利用して訓練を受ける際には、医師の診断書及び市町村による障害福祉サービスの受給決定が必要です。

問合せ ジョブセンター熊谷

熊谷市桜木町1-137 サンライズ桜木・堀口第二ビル 4・5階
(交通)熊谷駅南口下車徒歩1分 ☎ 048・501・8917

秩父圏域地域生活支援拠点等のご利用には 事前登録が必要です

秩父圏域（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）では、地域で生活する障がいのある方を支援するため、地域生活支援拠点等事業を進めています。その一環として、ご家族に急な事態が生じたときなど、障がいのある方への緊急支援を実施しています。ご利用には事前登録が必要です。条件に該当して、利用を希望する方は、事前にご相談ください。

※地域生活支援拠点等事業とは、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、様々な支援が切れ目なく提供されるよう、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する事業です。

対象 長瀬町にお住まいの18歳から64歳までの方で、

- ①障害者手帳をお持ちの方
- ②自立支援医療（精神通院）、指定難病の受給者で、次の条件のいずれかにあてはまる方
 - 一人暮らしの方
 - 同居のご家族が高齢などで障がい者支援に不安のある方
 - 同居のご家族が他の家族の介護等で障がい者支援に不安のある方

問合せ 福祉介護課 福祉担当 ☎ 66・3111 内線144

簡単な手話を覚えましょう【第70回】

「感染予防をしっかりしましょう」の手話表現



胸の前でつまんだ両手の指先を自分に向け直してから同時に両胸につけます。

立てた右手のひらに4指を直角に曲げた左手の指先をつけ、前へ押し出します。

つまんだ両手2指の指先をへその方りで上下につけ合わせ、右手を上げます。



動画はこちらから

協 力：ちちぶ広域聴覚障害者協会 担 当：福祉介護課 ☎ 66・3111